

介護保険施設等の指導・監査について

令和5年6月 福島県社会福祉課

1 指導方法

(1) 集団指導

制度改正の内容や過去の指導事例等について、介護保険施設等を一定の場所に集め、講習等の方法により行う。

(2) 運営指導

介護保険施設等ごとに、介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況の確認のため、原則現地に行う。

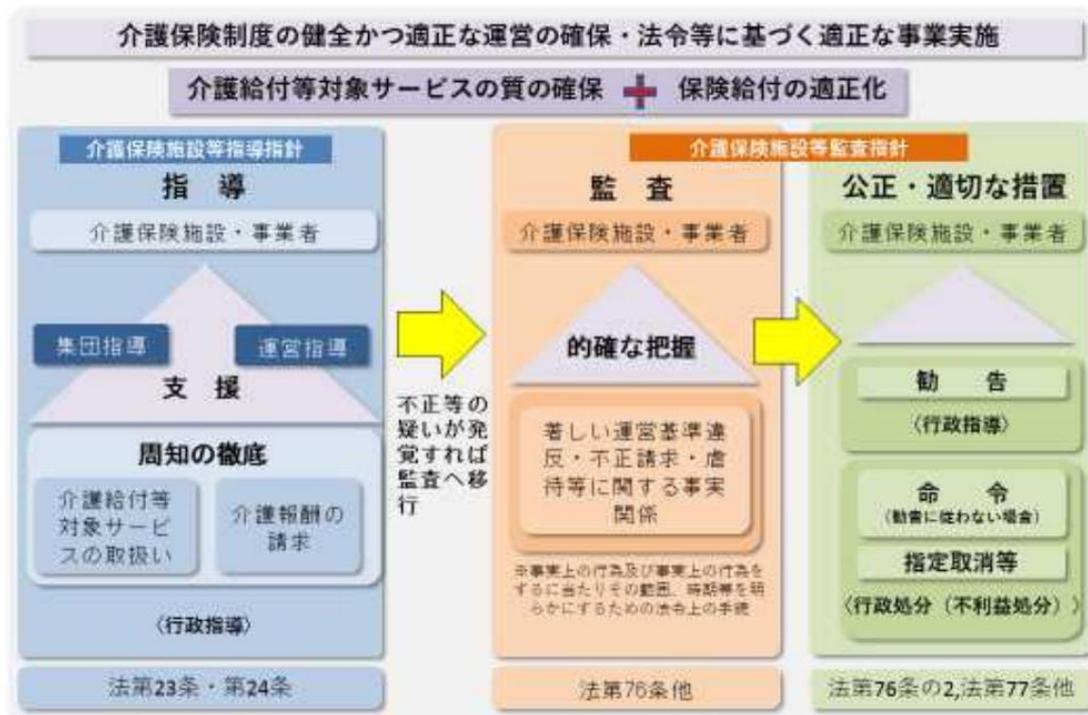
「介護保険施設等の指導監督について（通知）」（令和4年3月31日老発0331第6号厚生労働省老健局長）により、これまでの「実地指導」から「運営指導」へと名称変更

2 監査

人員基準違反、運営基準違反、不正請求、高齢者虐待が認められた場合やそのおそれがある場合に行う。

厚生労働省資料

介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督



3 運営指導（実地にて行う場合）のおおむねの流れ

【事前】

		県	施設等
(1)	運営指導通知	→	
(2)	事前提出資料提出 (勤務実績表、重要事項説明書、 各種加算等自己点検シート 他)	←	

【当日】

- (3) あいさつ（運営指導の目的、根拠法令の説明、自己紹介、指導の流れ説明 等）
- (4) 施設内確認
 - ・利用者の生活実態について
 - ・施設設備について
- (5) 資料確認
 - ・人員基準
 - ・運営基準（事故対応、苦情対応 他）
 - ・報酬（基本報酬、各種加算減算）
 - ・処遇（個別サービス計画の作成状況 他）
- (6) 講評

【事後】

		県	施設等
(7)	結果通知 (文書指摘がない場合は終了)	→	
(8)	改善結果報告書提出	←	
(9)	終了通知	→	

令和4年度介護保険施設等指導状況について

福島県社会福祉課(事業所監査担当)

1 運営指導(対象施設等において実地に行う指導)

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため原則として書面による指導を実施。

※ 県指導対象数は令和4年4月1日現在

種 別	県指導対象数 a(箇所)	指導数 b(箇所)	実施率 b/a(%)	文書指摘・指導数	
				(箇所)	
居宅サービス事業所	訪問介護	200	42	21.0%	33
	訪問入浴介護	27	2	7.4%	0
	訪問看護	70	17	24.3%	6
	訪問リハビリ	17	7	41.2%	2
	居宅療養管理	15	0	0.0%	0
	通所介護	187	13	7.0%	5
	通所リハビリ	52	16	30.8%	5
	短期入所生活	124	1	0.8%	0
	短期入所療養	56	12	21.4%	5
	特定施設生活	21	3	14.3%	2
	福祉用具貸与	69	10	14.5%	8
	福祉用具販売	71	10	14.1%	4
	居宅サービス計	909	133	14.6%	70
	介護予防サービス事業所	訪問入浴介護	25	2	8.0%
訪問看護		68	17	25.0%	6
訪問リハビリ		17	7	41.2%	2
居宅療養管理		16	0	0.0%	0
通所リハビリ		52	16	30.8%	5
短期入所生活		119	1	0.8%	0
短期入所療養		54	11	20.4%	5
特定施設生活		21	3	14.3%	2
福祉用具貸与		69	10	14.5%	8
福祉用具販売		71	10	14.1%	4
介護予防サービス計		512	77	15.0%	32
事業所計	1,421	210	14.8%	102	
施設	介護老人福祉施設	112	0	0.0%	0
	介護老人保健施設	56	13	23.2%	5
	介護療養型施設	3	0	0.0%	0
	介護医療院	3	1	33.3%	1
施設計	174	14	8.0%	6	
合計	1,595	224	14.0%	108	

※休止中事業所及び医療みなしの事業所を除く。

2 集団指導(説明会形式による指導)

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

3 監査(不適正情報等がある場合、実地指導において不正若しくは著しい不当が確認された場合に実施)

種 別	監査実施数	改善勧告数 b(箇所)	指定取消数 c(箇所)
	a(箇所)		
訪問介護	1	0	0
合計	1	0	0

令和4年度介護保険施設等 指摘事項・件数（口頭指導を除く）

	人員		運営										運営 集計	報酬			設備		総計	
	文書指摘	人員 集計	文書指摘	指導										文書指摘		指導	報酬 集計	文書指摘		設備 集計
	従業者の員数			説明及び同意の	内容及び手続の	説明及び同意の	利用料の受領等	計画の作成	運営規程	上 の た め の 研 修	従 業 者 の 資 質 向	非常災害対策		勤務体制の確保等	その他					
居宅	訪問介護	1	1	0	31	8	3	14	0	0	11	0	67	0	1	7	8	1	1	77
	訪問看護	0	0	0	10	0	1	3	0	0	4	0	18	0	0	0	0	0	0	18
	訪問リハビリテーション	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	通所介護	0	0	0	8	0	0	1	0	1	0	0	10	1	0	0	1	0	0	11
	通所リハビリテーション	0	0	1	6	0	0	0	0	1	1	0	9	0	0	0	0	0	0	9
	短期入所生活介護	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4
	短期入所療養介護	0	0	0	6	2	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	8
	福祉用具貸与	0	0	0	7	0	0	3	1	0	4	0	15	0	0	0	0	0	0	15
	福祉用具販売	0	0	2	5	0	0	0	1	0	4	0	12	0	0	0	0	0	0	12
	特別施設生活	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	6
予防	訪問看護	0	0	0	10	0	1	3	0	0	4	0	18	0	0	0	0	0	0	18
	訪問リハビリテーション	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	通所リハビリテーション	0	0	1	6	0	0	0	0	1	1	0	9	0	0	0	0	0	0	9
	短期入所生活介護	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4
	短期入所療養介護	0	0	0	6	2	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	8
	福祉用具貸与	0	0	0	7	0	0	3	1	0	4	0	15	0	0	0	0	0	0	15
	福祉用具販売	0	0	2	5	0	0	0	1	0	4	0	12	0	0	0	0	0	0	12
	特別施設生活	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	6
施設	介護老人保健施設	0	0	0	6	0	0	1	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7
	介護医療院	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
総計		1	1	6	128	14	7	30	4	3	37	6	235	1	1	7	9	1	1	246

令和5年度介護保険施設等指導方針

介護保険施設等に対する指導監督は、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させること及び高齢者への虐待を防止することにより、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めるための重要な役割を担っている。

本県においては、これまで、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図るために、介護保険施設等に対する指導を実施しているが、介護保険施設等の中には、適切な事業運営を行っている介護保険施設等がある一方で、介護給付費の算定及び取扱い、人員基準・勤務体制の確保、サービス計画の作成、衛生管理及び災害対策に関する指摘が多く、依然として基本的な事項に対する理解が不足している介護保険施設等が見られる。また、必要以上のサービス提供を行っているサービス付き高齢者向け住宅併設の事業所もあるのではないかなど様々な課題も指摘されており、今後も運営指導の強化が求められている。

令和3年4月、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、少子高齢化が進行する社会を見据えて、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることを目的とし、介護報酬の大幅な改定が行われたところである。

本県においても、少子高齢化問題のほか、令和元年の台風第19号の通過による河川の氾濫、令和3年2月及び令和4年3月の本県沖を震源とする最大震度6強を観測する地震の発生、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、様々な社会問題を抱えており、この状況下において、介護サービスを必要とする利用者へ安定的なサービスを提供するためにも、介護保険施設等は、より一層の体制強化を図ることが求められる。

また、介護保険施設等は、高齢者に対する虐待に関して、虐待の未然防止及び虐待が発見された場合の適切な対応の徹底を図ることも求められる。

併せて、令和3年4月の介護保険制度改正において定められた、身体拘束や感染症対策、業務継続計画の策定等、事業者が実施すべき措置については経過措置期間が今年度末で全て終了となる。

経過措置後、実施が義務となった措置については、事業者において適切に実施することが求められる。

以上の状況を踏まえ、今年度における介護保険施設等の指導・監査は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めつつ、以下の重点指導事項に基づき、適切な方法により実施する。

また、必要に応じて、市町村と連携して指導・監査を行うとともに、不適正情報等のあった介護保険施設等に対しては、迅速かつ厳格に指導・監査を行うものとする。

1 重点指導事項

(1) 適切な利用者サービスの確保

ア サービス計画の作成について

- ・ 利用者に関する情報収集、アセスメント、多職種による個別サービス計画の作成、モニタリング及び計画の見直し状況

イ 感染症対策について

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症に対する対策強化及び業務継続に向けた取組の状況

ウ 非常災害対策について

- ・ 災害対策計画の策定及び避難訓練、地域と連携した災害対策の強化、業務継続に向けた取組の状況

エ リスクマネジメントの推進について

- ・ 事故発生の防止と発生時の対応に関する取組の状況

オ 高齢者虐待等の未然防止について

- ・ 身体拘束の適正化、虐待防止の推進に向けた取組の状況

(2) 適正な事業運営及び報酬請求

ア 適正な介護給付費の算定について

- ・ 基本報酬及び介護職員処遇改善加算その他各種加算の算定における関係法令等の遵守状況

イ 人員基準、勤務体制の確保等について

- ・ 適切な人員の配置及び認知症への対応力向上に向けた取組の状況

2 指導方法

(1) 集団指導

指定事務の制度説明、介護保険法の趣旨・目的の周知、適正な介護報酬請求事務指導など、制度管理の適正化を図る目的で実施する。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めつつ、適切な方法により実施する。

(2) 運営指導

新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めつつ、事前に提出を求める資料及び自己点検表に基づき、関係書類の確認や関係者からのヒアリングを実施する等適切な方法により実施する。

3 監査

(1) 通報・苦情等による監査

通報・苦情等の内容が、「悪質な運営基準違反が疑われるもの」、「不正請求が疑われるもの」などに該当する場合は、機動的に監査を実施する。

(2) 運営指導により確認した基準違反等に基づく監査

運営指導により、基準違反や不正請求、利用者への虐待が確認された場合は、監査を実施する。